

定 款

一般社団法人すまいの未来研究機構

定 款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人すまいの未来研究機構と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を神戸市西区に置く。

(目的及び事業)

第 3 条 当法人は、既存住宅の流通と発展による豊かな社会の構築を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 既存住宅の流通と空き家対策に関する研究と関連する事業
- (2) 既存住宅の品質・性能の向上に関する研究と関連する事業
- (3) 一般消費者への安心安全で価値ある既存住宅流通と空き家対策についての啓蒙事業
- (4) 他団体の運営サポートに関する事業
- (5) 前各号に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第 4 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員及び会員

(社員及び会員)

第 5 条 当法人の目的に賛同して入社した者を社員とする。

- 2 前項の他に、当法人の事業を推進するために入会した団体及び個人を会員とする。
- 3 第1項の社員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

(入社および入会)

第 6 条 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

- 2 当法人の会員として入会しようとする者の入会手続きに関する詳細については、本定款に定めるもののほか、代表理事が定める規約（以下、「会員規約」という。）によるものとする。

(経費等の負担)

第 7 条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社および退会)

第 8 条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1 か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

2 会員の退会は、会員規約に定める。

(除名)

第 9 条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第 49 条第 2 項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

2 会員の除名は、会員規約に定める。

(資格喪失)

第 10 条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社または退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1 年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

2 会員資格の喪失は、会員規約に定める。

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 社員又は会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員及び会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第 3 章 社員総会

(社員総会)

第 12 条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会として、定時総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(構成)

第 13 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(招集)

- 第14条 社員総会は、理事の過半数をもって決定し、代表理事が招集する。
2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

- 第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
(1) 社員の除名
(2) 定款の変更
(3) 解散
(4) その他法令で定めた事項

(議決権)

- 第16条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

- 第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(議事録)

- 第18条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員の設定)

- 第19条 当法人に、次の役員を置く。
(1) 理事 2名以上5名以内
(2) 監事 1名以上2名以内
2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

- 第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。
2 代表理事1名及び専務理事1名は、理事の互選によって定める。

(任期)

- 第21条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務権限)

第22条 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

2 専務理事は、代表理事を補佐し、処務を総括処理する。

3 理事は、当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第25条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 基金

(基金)

第26条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第27条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第28条 基金の拠出者に対する返還は、社員総会が決定したところから従って行う。

第6章 委員会等

(委員会)

第29条 当法人の目的及び事業を遂行するために必要あるときは、代表理事の指示により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、社員、会員及び学識経験者のうちから代表理事が選任する。

(事務局)

第30条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には所要の職員をおくことができる。

第7章 顧問及びオブザーバー

(顧問)

第31条 当法人の必要に応じて若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は代表理事が選任する。

3 顧問は、代表理事の諮問に答え、代表理事に対し、意見をのべることができる。

(オブザーバー)

第32条 当法人の必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、諸官庁、地方公共団体、その他の関連団体より選任される者で、代表理事よりオブザーバーの依頼を行い、了承もしくは提携された団体等をオブザーバーとする。

3 オブザーバーは委員会に出席して意見を述べることができる。

第8章 計算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までの年1期とする。

第9章 附則

(法令の準拠)

第34条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

上記は当法人の現行定款に相違ありません。

一般社団法人すまいの未来研究機構

代表理事 才本謙二